

## 書類審査

令和元年度

## 少年少女合唱団運営補助金

評価表

NO.

69

所管部課名	文化課	担当者	村尾幸子					
事務事業名	文化振興事業費							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金及び少年少女合唱団運営補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
令和元年度 予算額	57千円	国県支出金 千円	一般財源 57千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	発表会開催回数		10回	令和6年度				
成果指標②	演奏技術向上のための活動数（練習等）		40回	令和6年度				
補助対象者	薩摩川内市少年少女合唱団							
補助対象経費	演奏技術向上に要する講師招聘謝金及び旅費、消耗品、印刷製本費、会場借用に要する使用料等経費							
補助対象事業・ 活動の内容	合唱団の演奏技術向上並びに活動の拡充を図るもの。							
	分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は 補助率	予算で定める額以内の補助対象経費の合計額							
上記項目の 積算方法	事業の計画に基づき積算							
補助を 受ける 3ヶ 年の 事業 （団 体） 等 の 決 算 状 況	収入	自己資金	360,000	86.2%	445,000	87.9%	461,000	87.6%
		会費収入	320,000	76.6%	405,000	80.0%	433,500	82.4%
		事業収入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成	40,000	9.6%	40,000	7.9%	27,500	5.2%
		市補助金	57,000	13.7%	57,000	11.3%	57,000	10.8%
		雑入	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		（前年度繰越金）	521	0.1%	4,023	0.8%	8,027	1.5%
		計	417,522	100.0%	506,023	100.0%	526,027	100.0%
	支出	報償費	35,000	8.4%	50,000	9.9%	50,000	9.5%
		会議費	24,678	5.9%	11,645	2.3%	21,652	4.1%
		事業費	286,054	68.5%	402,318	79.5%	392,575	74.6%
		事務費	55,267	13.2%	21,533	4.3%	49,736	9.5%
		雑費	12,500	3.0%	12,500	2.5%	10,000	1.9%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	4,023	1.0%	8,027	1.6%	2,064	0.4%
計	417,522	100.0%	506,023	100.0%	526,027	100.0%		
支出計/前年度支出計				121.2%		104.0%		
自己資金/前年度自己資金				123.6%		103.6%		
翌年度繰越金/市補助金		7.1%		14.1%		3.6%		
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		7回		7回		6回		
成果指標の推移②		48回		48回		48回		
特記すべき事項等	【前回評価】 平成28年度「現状のまま継続」							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	各種イベントへの出演や、定期演奏会の開催など、児童生徒の音楽文化の振興に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	市に1つしかない少年少女合唱団であり、児童生徒の音楽文化への意識高揚と音楽の水準向上を図るための事業実施に必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	成果の指針として発表会の回数を、活動の指標として練習の回数を用いて測定する設定がなされている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	行政に専門的知識を有するものがない。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	事業内容は定期的な練習、各種イベントへの出演、定期演奏会の開催であるため、他の有効な手段がないと思われる。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	少年少女合唱団運営補助金交付要領に明記されており妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 様々な年代の児童生徒がともに練習や発表会等の活動を行う事により、合唱技術の向上もさることながら、薩摩川内市全体の音楽水準の向上につながると思われる。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 会員募集に努め、市の行事等を含めた各種イベント等への参加を行う。		≪まとめ≫

## 少年少女合唱団運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる少年少女合唱団運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 少年少女合唱団運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 合唱団の演奏技術向上並びに活動の拡充を図るものであること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合。

(補助金の額)

第3条 少年少女合唱団運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 少年少女合唱団運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 演奏技術向上に要する講師招聘謝金及び旅費、消耗品、印刷製本費、会場借用に要する使用料等経費。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費についてはこの限りではない。

(交付の申請)

第5条 少年少女合唱団運営補助金の交付の申請に係る、規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年9月30日とする。

2 少年少女合唱団運営補助金の交付の申請に係る、規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会 則
- (2) 役員名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類。

(交付の基準)

第6条 少年少女合唱団運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合。
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該申請者に少年少女合唱団運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合。

(実績報告)

第7条 少年少女合唱団運営補助金の実績報告は、規則第15条に定めた書類によりおこなうものとする。

(効果の測定)

第8条 少年少女合唱団運営補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げるものにより行う。

(1) 発表会開催回数

(2) 演奏指術向上のための活動状況

(補助事業者等の責務)

第9条 少年少女合唱団運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の文化教育施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。